



特別評価方法認定に係る  
試験申請要領

制定：平成17年6月1日

改定：平成21年2月1日

ビューローベリタスジャパン株式会社

## 目 次

§ 1. 特別評価方法認定に係わる試験の対象	1
§ 2. 評価方法基準	1
§ 3. 試験の申請の流れ	2
1 事前相談	
2 申請資料の提出	
3 第1回委員会資料の提出	
4 第1回委員会	
5 第1回委員会後の連絡	
6 指摘事項回答書の送付	
7 手数料の請求	
8 部会	
9 第2回委員会資料の提出	
10 第2回委員会	
11 第2回委員会の結果報告	
12 試験証明書の交付	
13 最終版図書の提出	
14 大臣認定の申請	
§ 4. 留意事項	6
1 申請の取り下げ及び審査期日の延期	
2 審査期間	
§ 5. お問い合わせ先	7

## § 1. 特別評価方法認定に係る試験の対象

本申請要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第2項の規定に基づく特別評価方法認定に係る試験のうち、以下の性能項目及び住宅の種類に関わる手続きを示したものです。

審査対象	
性能項目	住宅の種類
1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	① 建築物の高さが60mを越える超高層建築物の住宅
1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	② 建築物の高さが60m以下の住宅
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	

## § 2. 評価方法基準

本申請要領による試験は、以下の評価方法基準に基づき審査を行います。

- (1) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号，最終改正平成20年国土交通省告示第940号）第5の1-1、1-2、1-4、1-5の(2)ロ 評価事項
- (2) 構造の安定に関する試験業務方法書の3.(2) 試験方法
- (3) 時刻歴応答解析による試験ガイドライン  
(住宅性能評価機関等連絡協議会：平成13年10月25日決定)

## § 3. 試験の申請の流れ

### 1 事前相談

試験を申請される場合は、担当者と事前に打合せを行い、下記の事項を明確にして下さい。

- ① 試験の審査範囲
- ② 基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定の状況
- ③ 建築物の概要・構造上の特徴等
- ④ 時刻歴応答解析による試験ガイドラインへの適合
- ⑤ 基準法施行令第36条第2項第二号に規定する耐久性等関係規定への適合

<申請における留意事項>

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程等を必ずよくお読み下さい。

- ① 試験業務規程
- ② 試験業務約款
- ③ 手数料一覧表<試験>

なお、試験には、追加・変更等の手続きはございませんので、追加・変更等の場合も改めて新規として申請していただくこととなります。

### 2 申請資料の提出

以下の資料（申請資料）を委員会開催の1週間前の午後5時までに提出して下さい（毎月の申請の締め切りは原則として委員会の1週間前です）。なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意下さい。

- ① 試験申請書
- ② 試験申請図書（※）

※試験申請図書の内容及び部数

試験申請図書書の内容及び部数等については、「試験申請図書作成要領」を配布しておりますのでご参照ください。

担当者より、必要書類の確認、資料の内容の確認、今後の手続きのご説明を致します。提出資料は、原則として申請者をご持参下さい。なお、必要に応じて受領書を交付致しますので、担当者にお申し出下さい。

#### ◆委員会の開催日

委員会の開催日については担当者までお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

TEL : 03-5325-7338 住宅評定部

URL : <http://www.bvj.com/>

### **3 第1回委員会資料の提出**

委員会当日の必要書類（2の申請図書作成要領参照）を委員会前日（委員会が月曜日の場合には前週の金曜日）の午後4時まで（郵送等でも可）に提出して下さい。

### **4 第1回委員会**

委員会ではヒアリングを実施し、その後、担当試験員及び部会日程を決定します。ヒアリングでは申請者に申請内容の説明を行って頂きます。説明は3の資料を用いて、適宜試験員の質問にご回答頂く形式で行って下さい（委員会への出席者は5名以内として下さい）。所要時間は、質疑応答を含めて1～2時間を目安にして下さい。また、委員会における質疑応答記録は後日「指摘事項回答書（BVJ-006HA）」にまとめて頂きます。

### **5 第1回委員会後の連絡**

担当試験員、部会日程をFAXにてお知らせ致します。併せて、承諾書又は試験申請書に承諾印を押印したものをFAX致します。委員会翌日までにFAX等が届かない場合は担当者へお問い合わせ下さい。

### **6 指摘事項回答書の送付**

委員会当日の指摘事項回答書（BVJ-006HA）を委員会終了後3日以内にe-mailまたはFAXにてお送り下さい。必要に応じ、事前に担当試験員に転送させて頂きます。

### **7 手数料の請求**

試験手数料については、4の委員会終了後、請求書を送付致しますので、試験終了までに所定の銀行へお振り込み下さい（手数料が振り込まれていない場合、試験証明書が交付できない場合があります）。

### **8 部会**

部会は、申請者にご出席頂き、試験申請図書及び必要に応じて指摘事項回答書（BVJ-006HA）に基づく追加検討書の説明をして頂くとともに、担当試験員との質疑応答等を含めて詳細な検討を行います。また、部会は第2回委員会までに原則1回しか行いません。再度部会の開催が必要な場合、第2回委員会で審査終了しないこともありますのでご了承ください。

なお、部会資料は、部会当日に6部持参して下さい。

## 9 第2回委員会資料の提出

部会での検討終了後、委員会への報告となりますので、委員会報告用資料（試験申請図書作成要領参照）を委員会前日の午後4時まで（郵送等でも可）に提出して下さい。

## 10 第2回委員会

委員会では、担当試験員より（9）の委員会報告用資料に基づき報告を行います。申請者の報告を基に検討を行い、試験評価方法基準に照らし、次のとおり「適合」「適合（確認事項有り）」「保留」「不適合」の何れかの判定をいたします。

- ・「適合」：特に問題なく審査終了。
- ・「適合（確認事項有り）」：軽微な修正等を確認の上、審査終了。
- ・「保留」：再度部会にて継続審査を行う。
- ・「不適合」：審査を継続する事が困難であるため、審査打ち切り。

## 11 第2回委員会の結果報告

委員会での結果を翌日までに次のとおりご連絡致します。なお、委員会翌日までに、FAX等が届かない場合は担当者へお問い合わせ下さい。

- ・「適合」：審査終了通知書
- ・「適合（確認事項有り）」：審査終了通知書  
（確認事項、確認方法等に関しましては、審査終了通知書に記載いたしますのでその記載内容をご確認下さい。）
- ・「保留」：試験保留通知書  
（審査を打ち切る事が妥当でないと判断されるものは、再度部会において審査致します。その場合「試験保留通知書」を送付致しますので、次回部会日程等をご確認下さい。）
- ・「不適合」：電話にて連絡の上、「証明をしない旨の通知書」を送付致します。  
（審査を継続しても基準に適合する事が困難と判断された場合、又は、審査期間が6ヶ月を超える案件は「証明をしない旨の通知書」を通知致します（10の委員会終了後1週間以内です）。この時点までに申請者は手数料をお振込み下さい。

## 12 試験証明書の交付

委員会において「適合」「適合（確認事項有り）」と判定された案件については「試験証明書」を交付致します（10の委員会終了後1週間程度です）。出来次第FAXでご連絡致します。なお、送信したFAXと引換えに試験証明書をお渡します。この時点までに申請者は、手数料をお振込み下さい。

### 13 最終版図書の提出

委員会において「適合」「適合（確認事項有り）」と判定された案件については、「追加検討資料」及び「指摘事項回答書」を必ず含め「試験申請図書」を基本とした試験資料「最終版図書」（試験申請図書作成要領参照）2部を、委員会終了後1ヶ月以内に提出して下さい。1部は当社確認印を押印の上、返却いたします。

### 14 大臣認定の申請

試験証明書の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。申請方法につきましては、国土交通省住宅局住宅生産課にお問い合わせください。

（TEL：03-5253-8111（内）39455 国土交通省住宅局住宅生産課）

なお、当社では、認定申請のお手伝いを実施しております。認定申請代行の費用は無料ですが、認定申請料の収入印紙（2万円）はご準備ください。

大臣認定の申請から認定書の受渡しまでの目安期間は、約1ヶ月～1ヶ月半となりますので、予めご了承下さい。詳細につきましては、担当者にお問い合わせ下さい。

## § 4. 留意事項

### 1 申請の取り下げ及び審査期日の延期

申請者側のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届」(BVJ-005HA)を提出していただきます。ただし、この場合、手数料は返還できませんので、ご了承下さい。

また、追加資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書」(BVJ-008HA)を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあっては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

### 2 審査期間

審査期間は、受付委員会から6ヶ月間です。(例：平成X年4月18日に申請されますと、審査期限は平成X年10月17日になります。)

審査期間が6ヶ月を過ぎますと、審査打切りとなります。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意下さい。



## § 5. お問い合わせ先

試験の申請及び資料の提出は、下表の担当者までお願いいたします。

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求、ホームページ等のお問い合わせ等は、下表の各部署までお願いいたします。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
事前相談 試験申請 資料提出	ビューローベリタスジャパン(株) 建築認証事業本部 住宅評定部 担当者宛 TEL 03-5325-7338 FAX 03-3342-8515
委員会開催日 資料請求等 (資料の郵送を希望される方は、 FAXにて、必要書類を明記の上、お 申し込み下さい。)	ビューローベリタスジャパン(株) 建築認証事業本部 住宅評定部 TEL 03-5325-7338 FAX 03-3342-8515 委員会の開催日 URL <a href="http://www.bvj.com/">http://www.bvj.com/</a>
試験申請のお手伝い	ビューローベリタスジャパン(株) 住宅評定部 TEL 03-5325-7338 FAX 03-3342-8515

所在地 ビューローベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部 住宅評定部  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル 13階